令和5年農地の賃借料情報

南相馬市農業委員会令和6年4月1日

令和5年1月から令和5年12月までに農地法第3条と農業経営基盤強化促進法により締結(公告)された賃貸借における賃借料水準(10アール当たり)は、次のとおりとなっております。

農地の賃貸借契約する際の参考として情報提供するものです。経営形態や収量等を 考慮して、賃貸借契約については、**当事者間で十分話し合って決めてください。**

なお、農地の権利移転・設定を行う場合は、農地法に基づく許可が必要となりますので、事前に農業委員会へご相談ください。

1 田(水稲)の部(10a当たり)

締結(公告)された地域名	平均額	最高額	最低額	データ数
小高区(基盤整備中の飯崎、 小屋木地区のみ)	3,000 円	3,000 円	3,000 円	89
鹿島区全域	11,100円	18,000 円	5,000 円	504
原町区全域	13,300 円	15,000 円	5,000 円	749
(参考)南相馬市平均	12,400 円			1,342

2 畑(普通畑)の部(10a当たり)

締結(公告)された地域名	平均額	最高額	最低額	データ数
南相馬市(3区計)	3,400 円	10,000 円	2,000 円	126

- *1 データ数は、集計に用いた筆数です。
- *2 金額は、算出額の100円未満を四捨五入し、100円単位としています。
- *3 標準的な水準を算出するため、区分毎に、全賃借料データの平均値の±70%を超えるものを除いています。
- *4 田の部の「(参考)南相馬市平均」の平均額は、データ数による加重平均の値です。

【問合せ:農業委員会事務局 0244-24-5287】